

## 農業法人出資、50%以上容認も 特区で企業参入促す

2013/9/17 2:00 | 日本経済新聞 電子版

政府は新たに設ける国家戦略特区で、企業が農業生産法人を通じて農地を所有する要件を緩める方針を固めた。法人への出資規制や法人役員に一定期間の農業従事を定めた規定を見直す。地域医療の担い手を育てる大学での医学部新設や古民家の観光活用など、医療や街づくりの規制も見直す。都市部だけでなく地方向けの規制緩和も加えて、地方経済の潜在力底上げを図る。

政府は企業の農業参入を促す方策として、期限付きの農地の貸し借りと、農業生産法人を通じた間接的な農地所有を認めてきた。来年度には耕作放棄地を買い取り生産法人に貸し出す「農地中間管理機構」を設け、貸借を進める。農地所有に関しては特区に限って拡充する。

生産法人への出資比率は、法人から農産物を仕入れるなど取引がある企業の場合、25%以下(特例で50%未満)にとどまる。出資制限を緩めて50%以上の出資容認も検討する。出資比率が高まれば、企業は生産計画を立てやすくなったり、出荷先を柔軟に決めたりしやすくなる。法人の役員の過半数が年150日以上農業に従事しなければならないといった規制も見直す方向だ。

農業生産法人に中小企業向け信用保証制度を適用し、銀行からお金を借りやすくする。農地の売買や賃貸借を許可する権限を、生産者らでつくる市町村の農業委員会から市町村長の監督下に移すことも検討する。

農業への企業の関心は高い。モスフードサービスは農家と共同出資する農業生産法人を全国に広げる。静岡、熊本両県にある法人を5年で10拠点に増やす。イトーヨーカ堂は2008年に千葉県に農業生産法人を設立。15年度までに直営・契約農場を2倍の200ヘクタールに拡大する。

医療では1979年の琉球大学が最後だった医学部の新設を認めることを検討。地域の拠点病院で働く勤務医など地域医療の担い手に育てる。病院のベッド数の配置を巡る規制を緩めて、地域の事情に応じて病院間などでベッド数の配置換えができるようにする。

### 戦略特区で検討する対策

#### 街づくり

- 賃貸用住宅での外国人観光客向け短期契約の容認
- 古民家の観光活用に向けた規制見直し

#### 農業

- 企業の農地所有拡充(農業生産法人参画の要件緩和)
- 中小信用保証制度の適用
- 農業委員会の農地貸借・売買の許可権の見直し

#### 医療

- 病床規制の緩和
- 医学部新設
- 混合診療の解禁

#### 雇用

- 解雇や残業など雇用規制の緩和

#### 教育

- 公立学校運営の民間開放

街づくりでは、古民家の観光活用にむけて建築基準法や旅館業法などの規制を見直す方向だ。また20年の東京夏季五輪に向けて、賃貸用住宅の空室状況を集約し、外国人観光客などに数日から数週間の短期賃貸ができるように規制を見直す案が浮上している。

17日に開く産業競争力会議(議長・安倍晋三首相)の立地競争力に関する分科会で、農業や医療など14項目の規制改革を詰める。10月下旬に国家戦略特区諮問会議で地域と規制改革の事項を決め、関連法案を10月召集の臨時国会に提出する。法案が成立すれば、年内に特区の実現を目指す。

国家戦略特区に関しては都心の職場近くに住めるように建物の容積率を緩和するなど、都市部の規制緩和の議論が先行していた。地方向けのメニューもそろえ、活性化に結び付ける考えだ。

---

**NIKKEI** Copyright © 2013 Nikkei Inc. All rights reserved.

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。